

# 臨床応用顕微鏡歯科学会 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、臨床応用顕微鏡歯科学会（英文名 Academy of Surgical Microscopic Clinical Dentistry）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は主たる事務局を東京都に置く。

一般社団法人 学会支援機構<臨床応用顕微鏡歯科学会 事務局連絡窓口>

〒112-0012

文京区大塚5-3-1 3-3F

Tel:03-5981-6011 FAX:03-5981-6012

E-mail:amdgimukyoku@asas-mail.jp

TEL. 03-5981-6011 FAX. 03-5981-6012

2 本会は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は手術用顕微鏡を用いたテクニックである スリーステップ秋山メソッドを歯科臨床に応用し、その研究発表、知識の交換などを行う事により、世界的な歯科医学の進歩、学術の発展、ならびに国民および世界の人々の口腔衛生の向上に寄与することを目的とする。（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会・講演会の開催
- (2) 会員相互の親睦に関する事業の推進
- (3) 国際的な歯科医学の研究の推進
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(本会の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 正会員 2 名以上又は会長の推薦を受けた スリーステップ秋山メソッドを歯科臨床に応用し本会の目的に賛同する歯科医師。・学会発表の義務があり、理事は正会員より選出される。発表が出来ない場合はその理由を理事会に報告し、承認を得なければならない。

・学会および学会主催の研修会（ミッドスプリングミーティングなど）に参加することが出来る。

・倫理的配慮として会員は、本会で得た情報を発表する際には著作権を配慮し出典を明らかにすることを宣誓するものとする。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同支援する法人・任意団体または個人で理事会の承認を得たもの。

(入会)

第 6 条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、会長に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 会員は本会の事業活動に協力し、臨床応用顕微鏡歯科学会学術大会、及び、歯科衛生士臨床応用顕微鏡歯科研究会に出席する義務がある。

(入会金及び会費)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は理事会で定められた入会金及び会費を払う義務を負う。正会員入会金 15,000 円、年会費 10,000 円とする。賛助会員は協賛企業の年会費として 50,000 円とし、各イベント毎に 30,000 円の費用を責任者が請求する。

会員医院勤務のコ・デンタルスタッフは年会費 3,000 円、入会金無料とする。

学生は入会金 3,000 円、年会費は無料とする。ただし、学生は歯科医師免許を持った大学院生は含めない。

インターナショナル会員は年会費 15,000 円、年会費 10,000 円とする

(任意退会)

第 8 条 会員は理事会において定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

退会に際して年会費の支払いが必要となる。

本会は1月1日から12月31日を会計1年度としており、年会費は前年総会時をもって発生する。したがって、本年退会希望の場合はその前年までの会費を支払った上で退会手続きとなる。

本学会からの退会をする場合は所定の退会届を明記の上、学会事務局に郵送またはFAXを送付することとする。その後理事会に提出される。また、退会後に他の団体等において本会で得た情報を発表する際には著作権に配慮して出典を明らかにすることを宣誓する。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長が当該会員を除名することができる。必要なら理事会で調査委員会を設置することができる。

- (1) この定款及び理事会で定めたその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

2 会員が前2条並びに前項の規定により会員資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 本会は、会員はその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって本会の総会とする。

(権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び会長の選任又は解任
- (3) 会計の承認
- (4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は年次学会開催期間に行う。また、他に必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は理事会の決議に基づき会長より招集する。

2 総会の構成員は会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で定める。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、総会の構成員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会の総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会の総構成員の半数以上であって、総構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席することができない総会の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって決議し、または他の構成員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 理事 4 名以上 15 名以内
- (役員を選任)

第 20 条 会長は総会の決議により選任する。また理事は会長により選出されたものの中から、総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は選任後 3 年以内に終了する事業年度の終結の時までとする。

2 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 役員が次の各号の一に該当するときは、会長の権限、または総会の構成員の半数以上であって、議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議をもって解任することができる。なお、その場合、当該役員に対し当該総会ならびに総会の招集を決議する理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 24 条 役員は無報酬とする。

- 2 但し、役員にはその職務を執行するための費用を弁償することができる。
- 3 著しく本会の業務に時間を割かれた場合は例外とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 25 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は会長及びすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職。

(招集)

第 27 条 理事会は理事会員が招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、招集をした理事会員がこれに当る。

2 招集をした理事会員が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により他の理事会員がこれに当る。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事会員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 会計 (事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業報告)

第 32 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、担当する理事が事業報告書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、総会に提出しその内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また各支部に 3 年間備え置き、定款を主たる事務所及び支部に、会員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 理事の名簿
- (2) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 8 章 事務局

(事務局等)

第 33 条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散（定款の変更）

第 34 条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 35 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 10 章 雑則

（細則）

第 36 条 この定款の施行は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は 2022 年総会において、その総会が総構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行われた場合、総会の過半数の議決によりその議決時より施行する。
- 2 なお、この定款は 2022 年 11 月 26 日の年次総会で満了一致にて議決されました。
- 3 令和 5 年 11 月 18 日改訂
- 4 令和 6 年 11 月 16 日改訂